○厚生労働省令第百五十六号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号(578)中「製剤」の下に「。ただし、点鼻剤を除く。」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第六百号

東京都府中市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十一年十二月二十四日

法務大臣　千葉　景子

東京都北多摩郡多磨村是政千九百十八番地

田口金次郎

○法務省告示第六百一号

東京都練馬区役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十一年十二月二十四日

法務大臣　千葉　景子

東京都練馬区石神井町八丁目三十六番

佐藤ひろみ

○法務省告示第六百二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十二月二十四日

法務大臣　千葉　景子

氏　　名　朝香秀昭

生年月日　千九百七十二年七月三十日

国　　籍　日本国

○外務省告示第五百八十一号

バヌアツ共和国政府は、昭和二十五年十二月十五日にブリュッセルで作成された「関税協力理事会を設立する条約」の加入書を平成二十一年十一月十七日にベルギー王国外務省に寄託した。よって、同条約は、寄託の日にバヌアツ共和国について効力を生じた。

（平成二十一年十二月七日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十一年十二月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百八十二号

平成二十一年十二月三日にバンコクで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

平成二十一年十二月二十四日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、タイ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とタイ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十四億六千二百万円（四、四六二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、第八次バンコク上水道整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、首都圏水道公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(3)　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、タイ王国政府によって保証される。

3　借款は、タイの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

4　(1)　借款は、タイの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　タイ王国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　タイ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してタイ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、タイ王国の関係法令に従って、作業の遂行のためタイ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　タイ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタイ王国の法律に基づいて課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

9　タイ王国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びタイ王国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　タイ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタイ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。